

山口県における農薬の空中散布に係る安全対策実施要領

制定 令和元年9月13日
農 林 水 産 部

第1 趣旨

山口県における無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布の実施については、国が定める「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け消安第1388号消費・安全局長通知、以下「国ガイドライン」という）及び「空中散布等を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取り扱いについて」（平成27年12月3日付け国航空第734号国空機第1007号国土交通省航空局長及び27消安第4546号農林水産省消費・安全局長通知。以下「両局長通知」という。）のほか、この要領の定めるところに従い、安全運航等を図ることとする。

第2 空中散布の実施

1 空中散布の計画

実施主体（防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者。以下同じ。）は、空中散布の実施に当たって、実施場所、実施予定日、作物名、散布農薬名等について記載した空中散布計画書（様式1）を作成し、空中散布を実施する月の前月末までに、農業振興課長に提出する。

2 空中散布の実施に関する情報提供

空中散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、栽培ほ場、蜜蜂の巣箱等がある場合、実施主体は、周辺住民と十分なコミュニケーションをとるとともに、時間的余裕を持って、事前に農薬の散布情報（実施場所、実施予定日、作物名、散布農薬名等）について周知徹底を図る。また、蜜蜂被害の発生を防止するため、実施主体は、農薬散布の情報について、養蜂家に提供し情報共有の徹底を図る。

第3 空中散布を実施した場合の報告

実施主体は、空中散布を実施した場合は、速やかに実績報告書（様式2）を作成し、農業振興課長に提出するものとする。

第4 事故発生時の対応

空中散布を実施した場合の事故発生時の対応については、国ガイドライン第3に基づき、次のとおり実施する。

1 事故の類型は、以下のとおりとする。

(1) 農薬事故：空中散布中の農薬のドリフト、流出等の農薬事故

(2) その他：無人ヘリコプター及び無人マルチローターの飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突もしくは接近事案

2 1に規定する事故が発生した場合は、実施主体は、事故報告書（様式3）を作成し、農業振興課長に提出する。

3 事故報告書は、事故発生後直ちに第1報（事故の概要、初動対応等）を、事故発生か

ら1ヶ月以内に最終報（事故の詳細、被害状況、事故原因、再発防止策の策定等）をそれぞれ作成すること。

なお、空中散布の作業を他者に委託した場合は、防除委託者は、防除実施者と十分連携して当該事故報告書を作成すること。

- 4 1の（2）に該当する事故が発生した場合は、実施主体は直ちに大阪航空局保安部運用課又は北九州空港事務所（下関市、宇部市、長門市、美祢市及び山陽小野田市の場合）、岩国空港事務所（北九州空港事務所の管轄に属する地区を除く）にも報告する。

なお、実施主体は、大阪航空局保安部運用課又は岩国空港事務所、北九州空港事務所に事故報告を行った場合は、速やかに農業振興課にその旨を連絡すること。

- 5 実施主体は、防除実施者等と事故報告書の内容を共有し、再発防止に努めること。

第5 農薬安全対策の情報提供

農林水産部農業振興課は、国等から安全かつ適正な農薬散布の実施のために必要な情報及び資料の提供を受けた場合には、実施主体及び関係機関に情報提供を行う。

実施主体からの散布情報については、農業振興課、畜産振興課、養蜂組合を經由し養蜂家へ情報提供を行う。

第6 その他

農薬の空中散布に関して必要と認める事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和元年9月13日から施行し、同日付けで「空中散布における山口県無人航空機利用技術指導指針」（平成30年5月）は廃止する。